

介護保険法に基づく指定事業所の指定の取消しについて

1 概要

次の事業所について監査を実施した結果、不正請求等の事実が認められたため、介護保険法第84条第1項及び生活保護法第51条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業所の指定を取り消すもの。

2 対象事業者及び事業所

(1) 事業者

法人名 社会福祉法人サンシャイン

(2) 事業所

名称 サンプラザ居宅介護支援事業所

所在地 兵庫県尼崎市大庄西町4-3-9

事業の種類 居宅介護支援

3 指定取消日 平成30年4月30日

4 指定取消の理由

(1) 不正請求

ア 平成28年12月から平成29年5月末までの間、84名の利用者において、居宅介護支援費で請求しなければならないにもかかわらず、居宅介護支援に従事していない者を従事しているかのように取り扱い、不正に居宅介護支援費を請求し受領した。

イ 平成28年12月、平成29年1月、平成29年3月、平成29年5月において、全利用者に対して算定している特定事業所加算について、居宅介護支援事業所に従事していない者を従事しているかのように取り扱うことにより、「指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること」という算定要件を満たしているものとして、不正に請求し受領した。

ウ サービス担当者会議を開催しておらず、運営基準減算に該当するにもかかわらず、サービス担当者会議を開催したかのような記録を作成し、運営基準減算に該当しないものとして、居宅介護サービス計画費を不正に請求し受領した。

生活保護法に基づく指定については、イ、ウと同様の理由による。

(2) 虚偽報告

ア 居宅介護支援に従事していない者が担当しているかのように、居宅サービス計画書を作成し、監査において提出した。また、その者がサービス担当者会議を開催し、出席していたかのような虚偽の記録を作成し、監査において提出した。

イ 居宅介護支援に従事していない者が従事しているかのように、居宅介護支援の虚偽の出勤簿を作成し、監査において提出した。

ウ 特定事業所加算の算定要件の一つである「利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」に、居宅介護支援に従事していない者が出席していたかのような虚偽の記録を作成し、監査において提出した。

エ サービス担当者会議を開催していないにもかかわらず、開催しているかのような虚偽の記録を作成し、監査において提出した。

生活保護法に基づく指定については、イ、ウ、エと同様の理由による。

5 介護報酬の返還

事業者が不正に請求し支払いを受けた介護給付費等を返還させるほか、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を徴収する。

【返還額】(介護保険法)約852万円 (生活保護法)約27万円

以上

問い合わせ先

介護保険事業担当課(指定取消・返還金に関する事) 06-6489-6322

法人指導課(監査に関する事)

06-6489-6321